

# 「年収の壁」への対応について

## 「年収の壁」とは

- ・**会社員の配偶者**などで、パートやアルバイトをされている方は、年収106万円や130万円など一定以上の収入になると、**社会保険料を支払う必要**が発生します。
- ・そのため、**手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える**、それが「**年収の壁**」と言われるものです。

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」とは

### 「106万円の壁」対応

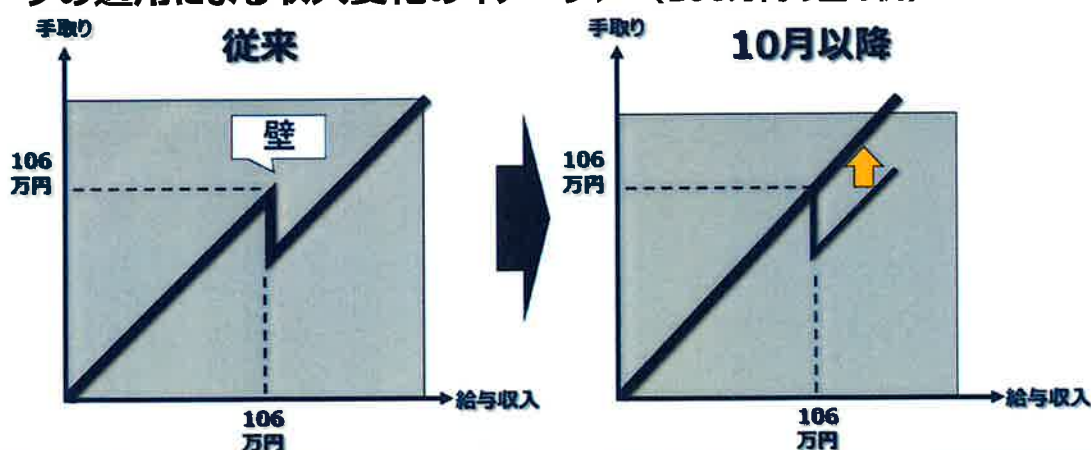
パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組<sup>(※)</sup>**を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給  
(社会保険料の算定対象外)
- ・賃上げによる基本給の増額
  - ・所定労働時間の延長

### 「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能**となる仕組みを作ります。

＜パッケージの適用による収入変化のイメージ＞（106万円の壁の例）



## ご不明な点があるときは

- ・「**年収の壁突破・総合相談窓口**」にご相談ください。

(電話番号：0120-030-045) ←10月30日に開始予定

年収の壁に関する  
厚生労働省HPは  
こちら

